

一般社団法人
全国中小建設業協会
 編集発行人 河崎 茂
 〒104-0041 東京都中央区新富2-4-5
 URL <http://www.zenchuken.or.jp/>
 電話 03(5542)0331(代表) F A X 03(5542)0332

全中建だより

主な記事

- 第2面 東北ブロック意見交換会、発言要旨
- 第3面 関東ブロック(東京)意見交換会、発言要旨
- 第4面 山本紗央里さんに聞く、河津氏が黄綬褒章受章、概算要求は過去最大

令和2年度全国ブロック別意見交換会がスタート

不調・不落「積算の問題」

担い手3法 自治体対応にかい離

全国中小建設業協会の令和2年度全国ブロック別意見交換会が10月15日の東北ブロックを皮切りに始まった。8回目を迎える今年度は、全国4会場で開催される。新型コロナウイルス感染拡大防止対応もあり、例年より開催地区は減少した。ただ、働き方改革の代表的キーワードである「罰則付き時間外労働規制」が2024年4月から適用されることを踏まえ、中小零細建設企業の担い手確保・生産性向上と働き方改革が思うように進まない現実と、その理由の一端でもある自治体発注者の理解促進を強く求める声も相次いだ。(関連2、3面)



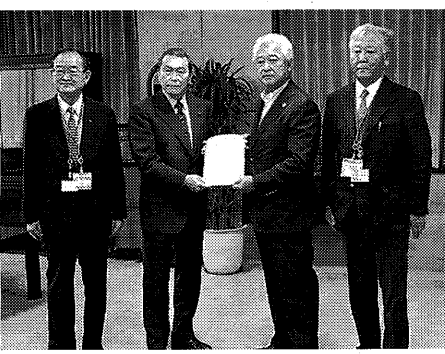
あいさつする土志田会長

今年度の意見交換会 防止が全国で求められる。新型コロナウイルス感染拡大は、新型コロナ感染拡大は、各官庁の概算要求も1カ月ずれ込むなど異例のなかでの開催となった。そのなか全中建にとっては今年、国から指定公共機関の指定を受けたことによる、災害対応への期待が寄せられた。10月15日の東北ブロック、同20日の関東ブロックに出席した全中建の土志田領司会長は、財政当局などから指摘される「人札不調・不落は人手不足が理由」に対して、「人手不足で公共工事が出来ないという指摘があるが、われわれは違う理由だと認識している。(官の)積算と実勢単価がかい離している。利益が確保できないものには応札しないということだ」と明確に反論した。



争と技能労働者の処遇改善や、全体の働き方改革と生産性向上を実現する好循環の大きな力であることが、今年度の意見交換で鮮明に浮き彫りとなった。東北ブロックでは、「現場とさまざまな発注者が一体となって休む形をつくらないと、専門工業時間を入れても時間外作業時間を8時間から5時間以上となるが、残業時間を見直す」ことを求めた。実際の労働時間は5時間以上となるが、残業時間を入れても時間外

緊急対策の拡充・延長 小此木担当相に要望書



全国中小建設業協会 当相に手渡した。土志田領司会長のほか、小野徹河崎茂副会長も同席した。災害の頻発・激甚・広域化を理由に、緊急対策の5年間延長を求めた。

「現場とさまざまな発注者が一体となって休む形をつくらないと、専門工業時間を入れても時間外作業時間を8時間から5時間以上となるが、残業時間を見直す」ことを求めた。実際の労働時間は5時間以上となるが、残業時間を入れても時間外

市町村と「顔の見える関係」で

災害が激甚・頻発化する中、全中建が指定公共機関の指定を受けたことは大きな前進と期待している。そのうえで、2点指摘したい。1点目は、今年度が防災・減災、国土強靱化に向けた緊急3か年対策の最終年度であることを踏まえ、今後必要かつ十分な予算確保へ部局一丸となって取り組んでいく。連携をお願いしたい。今年度の財政審(財務相の諮問機関)部会で社会資本整備に対する一定の見解が示されたが、反論すべきことはしっかりと反論していきたい。

2点目は、担い手3法の現場への浸透について。市町村は全国で約1700あるが、担い手3法の取り組みが進まないという指摘を受けている。一方的に伝えるだけでは駄目だという反省もあり、市町村の担当者や顔が見える関係で今後は進めていく。具体的にはこれまでの発注者協議会に加え、今年度から都道府県公契連(公共工事契約業務連絡協議会)を活性化させ、直接働きかけを行っていくこととした。特に措置を行っていないところを行っていないところを見える化することを今年度から始めている。市町村の声を直接聞きながら個別に向き合っていくためにも、現場の声をくみ上げていきたい。

労働の上限規制には抵触しない計算だ。さらに働き方改革実現には、書類の簡素化・書類削減をしなければ「絶対」に実現しない。ただ簡素化は受注者だけで解決できる問題ではないと、国土交通省に対し市町村、自治体など全ての発注者に対する取り組み支援を強く求めた。

また関東ブロックでは、直行直帰ができず作業時間以外の労働時間が多という都市部で、働き方改革に今後厳密に対応すると、現状のままで長時間労働の上限規制を順守できないとして、「1日の標準作業代価の作業時間を8時間から5時間に見直す」ことを求めた。実際の労働時間は5時間以上となるが、残業時間を入れても時間外

「仕事したら利益でる」大事に 佐藤信秋参議院議員

大事なこと、仕事をしたら利益が出るようにすること。適正な利益を出して、就業者にきちんと賃金を払う。しかし過去には安ければいいとダンピングして設計労務単価は下がり続けた。そもそも、労務単価が下落し続けた理由は、支払いベースが低いことと、調べ方の問題だった。総合的な判断も必要だとして改めてもらった。今後、歩掛かりが8時間のつもりでも(働き方改革で)実質6時間しか働けないとすると、歩掛かり・積算をどうしていくか。これも考えなければならない問題だ。

日本は災害に脆弱 認識必要 足立敏之参議院議員

最近では毎年大規模な災害が発生・多発している。そのため今後も、防災・減災、国土強靱化のための予算を大きく確保することが必要。その前提として、日本は災害大国であり災害に脆弱であるという認識を持つことが大事であり、脆弱であるなら整備を続けなければならない。世界との比較でも脆弱さがはつきりとなりつつある。いずれにしても来年度当初予算、今年度補正予算、3か年緊急特別措置後の対応をどうするのか。難しい問題だが皆さんの期待に応えられるようにしたい。

公共事業の推進をサポートし、地域社会の創造に貢献する

西日本建設業保証株式会社
 WEST JAPAN CONSTRUCTION SURETY CO.,LTD.
 〒550-0012 大阪市西区立売堀2-1-2(建設交流館) 電話 06(6543)2553

支店/東京・名古屋・大阪・滋賀・京都・奈良・和歌山・兵庫・鳥取・島根・岡山・広島・山口・香川・徳島・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄

平準化市町村へ指導強化を

東北ブロック意見交換会

今年度意見交換会の皮切りととなった、全国中小建設業協会東北ブロック意見交換会は10月15日、盛岡市のアートホテル盛岡で開催された。国土交通省本省と東北地方整備局から参加を得て、全中建若手と工事の平準化、積算の適正化、働き方改革などについて議論した。意見交換会での意見や提案は2月までに要望としてまとめ、協会活動に反映させていく。

意見交換会には、国土交通省から不動産・建設経済局建設業課の安達啓祐人札制度企画指導室課長補佐、東北地方整備局長補佐、東北地方整備局から企画部の赤平勝也技師管理課長、建設部の荒関保建設業調整官、営繕部の佐々木徹富課長、管理官の4名が出席した。

一方、全中建若手からは小原志朗支部長ら7名、全中建本部からは志田領司会長、田邊聖副会長、小林俊正専務理事らが出席した。

冒頭、あいさつに立った志田会長は、「東日本大震災以降、受発注者の意識が大きく変わった。また今年度は新型コロナウイルスが世界を変えている」と前置きしたうえで、「政権が皆さんに変わり、国民には何か変えてくれるのではとの期待感もあるが、私も何かあっても注の平準化取り組みを都道府県と人口10万人以上の自治体を重点に働きかけを進めることに対し、岩手県内にある14市のうち10万人以上の市は3市しかない」として、全ての市に對し平準化取り組みの働きかけを行うことを国交省に強く求めた。

また、週休2日の推進、2024年4月から適用される罰則付きの時間外労働の上限規制など働き方改革については、「取り組むは増えているが100%はできない」とも理解してほしいと、「市町村含め発注者の理解、配慮が必要」との指摘が相次いだ。

田邊副会長は「課題は山積しているが、働き方改革、建設キャリアアップシステムには積極的に取り組んでいく」と閉会あいさつをした。

意見交換では、新担い手3法施行を受け国交省が地方公共団体に對し発注の平準化取り組みを都道府県と人口10万人以上の自治体を重点に働きかけを進めることに対し、岩手県内にある14市のうち10万人以上の市は3市しかない」として、全ての市に對し平準化取り組みの働きかけを行うことを国交省に強く求めた。

また、週休2日の推進、2024年4月から適用される罰則付きの時間外労働の上限規制など働き方改革については、「取り組むは増えているが100%はできない」とも理解してほしいと、「市町村含め発注者の理解、配慮が必要」との指摘が相次いだ。

田邊副会長は「課題は山積しているが、働き方改革、建設キャリアアップシステムには積極的に取り組んでいく」と閉会あいさつをした。

意見交換では、新担い手3法施行を受け国交省が地方公共団体に對し発注の平準化取り組みを都道府県と人口10万人以上の自治体を重点に働きかけを進めることに対し、岩手県内にある14市のうち10万人以上の市は3市しかない」として、全ての市に對し平準化取り組みの働きかけを行うことを国交省に強く求めた。

また、週休2日の推進、2024年4月から適用される罰則付きの時間外労働の上限規制など働き方改革については、「取り組むは増えているが100%はできない」とも理解してほしいと、「市町村含め発注者の理解、配慮が必要」との指摘が相次いだ。

田邊副会長は「課題は山積しているが、働き方改革、建設キャリアアップシステムには積極的に取り組んでいく」と閉会あいさつをした。

意見交換では、新担い手3法施行を受け国交省が地方公共団体に對し発注の平準化取り組みを都道府県と人口10万人以上の自治体を重点に働きかけを進めることに対し、岩手県内にある14市のうち10万人以上の市は3市しかない」として、全ての市に對し平準化取り組みの働きかけを行うことを国交省に強く求めた。

また、週休2日の推進、2024年4月から適用される罰則付きの時間外労働の上限規制など働き方改革については、「取り組むは増えているが100%はできない」とも理解してほしいと、「市町村含め発注者の理解、配慮が必要」との指摘が相次いだ。

田邊副会長は「課題は山積しているが、働き方改革、建設キャリアアップシステムには積極的に取り組んでいく」と閉会あいさつをした。

意見交換では、新担い手3法施行を受け国交省が地方公共団体に對し発注の平準化取り組みを都道府県と人口10万人以上の自治体を重点に働きかけを進めることに対し、岩手県内にある14市のうち10万人以上の市は3市しかない」として、全ての市に對し平準化取り組みの働きかけを行うことを国交省に強く求めた。

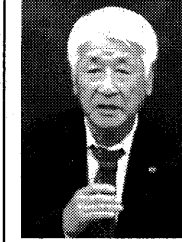
また、週休2日の推進、2024年4月から適用される罰則付きの時間外労働の上限規制など働き方改革については、「取り組むは増えているが100%はできない」とも理解してほしいと、「市町村含め発注者の理解、配慮が必要」との指摘が相次いだ。

田邊副会長は「課題は山積しているが、働き方改革、建設キャリアアップシステムには積極的に取り組んでいく」と閉会あいさつをした。

意見交換では、新担い手3法施行を受け国交省が地方公共団体に對し発注の平準化取り組みを都道府県と人口10万人以上の自治体を重点に働きかけを進めることに対し、岩手県内にある14市のうち10万人以上の市は3市しかない」として、全ての市に對し平準化取り組みの働きかけを行うことを国交省に強く求めた。

また、週休2日の推進、2024年4月から適用される罰則付きの時間外労働の上限規制など働き方改革については、「取り組むは増えているが100%はできない」とも理解してほしいと、「市町村含め発注者の理解、配慮が必要」との指摘が相次いだ。

田邊副会長は「課題は山積しているが、働き方改革、建設キャリアアップシステムには積極的に取り組んでいく」と閉会あいさつをした。



小原志朗支部長あいさつ

東日本大震災から9年が経過する間、台風など自然災害にも最優先で取り組んできた。ただ、復旧・復興工事が完成に近づいている。被災地の対応も急務である。われわれは、工事施工の安全を第一に優先し、コロナ対策を徹底し、担い手確保・育成、経営改善、地域社会活動、業界の構造改善など多くの課題に取り組んでいきたい。

東北ブロック意見交換会の発言

【公共投資の確保】
若手 東日本大震災復興後となる令和3年度から公共事業が大幅に減るなかで、災害は多発傾向にある。防災・減災分野の予算を引き続き確保してほしい。

安達 防災減災、国土強靱化の3か年対策に取り組んでいる。また今年の7月豪雨など気候変動に伴い激化する災害対応が重要。インフラの老朽化も進んでおり、予防保全も重要だ。併せて交通機能の確保、サプライチェーン機能の強化も取り組みが必要。そのために3か年後の中長期的な視点にたつた計画の取組も必要。これまで実績を上回る必要が十分な規模の予算を確保することが必要だと考えている。

【適正な設計・積算】
若手 工事発注に際し、設計図書の内容と現場の状況が一致しない場合や、契約後すぐに施工できない状況がある。設計図書の精度向上へ建設コンサルタント業界の落札率を上げてもらうことが結果的に適正な積算につながる。工事の不調・不発注減少になる。

赤平 東北地方整備局では工事発注の際に「土木工事条件明示の手引き」の中で規定しているチェックリストをもとに現場条件を記載するように指導している。また現場状況の確認徹底、関係機関との協議などについても速やかに実施するよう周知システムな着工が出来るようにしていきたい。業務の積算は、実態を踏まえて予定価格を算出・設定しているが、引き続き実態を把握し適切に反映していきたい。

若手 平成29年3月、全中建は公共建築工事に関する要望を国交省に提出した。その後、歩切りはなくなったが、そもそも歩切り以前に、乗率(掛け率)を使っているから建築工事と採算が合わないケースがある。これが建築工事の不人気要因の一つでもある。乗率を上げる指導をしてもいい。

佐々木 見積もりに対して実勢単価をもとに単価を決めるといふことはある。実際どのくらいの価格で流通しているのかをヒアリングして、参考値としている。われわれはその現状を見ながら単価を設定しており、予め乗率を決めているということはない。ただ改修工事の場合、難しい判断は迫られることは事実だ。例えば材料は少ないが、人工としては左官工が必要など作業実態を見て実勢

に近づけるよう単価を作成している。この割合が多いため、引き上げが困難とされている。

若手 では社長の給与はどこから手当するの。東日本大震災以降、作業員の退職年齢を延ばしてもらうとしている。その人達も退職年齢に差し掛かり始めているが、30年40年働いても退職金(建設業退職金共済制度)からの退職金は300万円台から400万円台前半どまりと安い。だから上乗せ負担したり、中途退社し加入する例もある。40年働いたら今の3倍、1000万円くらいあってもいい。

安達 関係部署とよく勉強したい。

【中間前払金の活用】
若手 前払金は活用が進んでいないが、中間払いの活用は進んで欲しい。

安達 前払い金については、地方公共団体に對し総務省と連名で未導入の場合は導入を求めている。引き続き働きかけをしていきたい。

【週休2日の推進】
若手 発注者は交代要員で週休2日に対応できると言われるが、人手不足のなかで簡単に交代要員は確保できない。維持管理は年中無休、除排雪業務もいつ出勤か分からないなかで、3年半後に時間外労働の上限規制が適用される。労働局の配慮も必要だ。

週休2日については東北地整、自治体と連携して全ての現場を休み取り組むを6日行った。一番大事なことでは発注者も国交省、農水省、市町村とさまざま職種も色々あるということ。だから全ての現場で休みを確保することが大事だ。発注者と一体となって「休み」形をつくらないと、協力業者がしわ寄せがいく。また、週休2日も増えないという理解を、100%はできないことでも理解して欲しい。

安達 週休2日推進で、現場をきちんとみないといけないという指摘、これは真摯にわれわれが向き合わなければならないことだ。市町村単位で進んでいないのも事実。都道府県公契連など直接的な対話の機会を増やして、要請していきたい。

【適正な予定価格の設定】
若手 国交省は昨年4月に低入札価格調査基準を見直し、予定価格の設定範囲を「75〜92%」に引き上げたが、一般管理費等は依然として「0.55」のまま。企業は工事部門だけで成り立っているわけではなく、他費も同様「0.9以上」に引き上げてほしい。

安達 一般管理費の参入率は、従業員の給与手当や法定福利費、保険料などは義務的経費として参入率に加えているが、役員報酬や法定外福利厚生費、交際費などは「競争的経費」として整理されて

義務づけがない人間まで現場に入れないという問題も起きている。

安達 労務単価の補正は、労務調査の全体の労務単価と週休2日モデル工事の単価を比較して行っている。1年前の調査のうち全体調査ですべて4週7・6休となっていて、4週8休モデル工事とほとんど変わらないことが今の補正係数につながっている。今後も単価と、補正係数の適切設定に務めていく。

荒関 それぞれの方に加入義務のある保険に加入して頂くだけでよいと考えております。現場において何か誤解があるのかもしれないので、具体的な情報等があれば、駆け込みホットライン等整備局の窓口へ情報を寄せて頂ければと思います。

【提出書類の簡素化】
若手 監督員が現場に行くことが少なくなっている一方で、出来高確認など多くの書類提出が求められる。また当初設計の精度が悪いために協議書などの作成書類も多く、提出も電子と紙の二重提出が求められている。

赤平 東北地整は書類の削減を継続している。例えば施工体制台帳、月一回だけ出せば良い、付属の資料も必要最低限としたほか、工事履行報告書の根拠資料は不要とした。もう削減するものがないくらい削減したと思っている。

一方、電子と紙の二重提出については、契約書類は紙で、工事書類は電子で、ただ工事完成図書は両方提出している。工事検査書類では、5月から検査書類限定モデル工事の試行を開始、ほとんどの工事で行われるよう通知した。もしできないと言われたら、今回話した内容について説明してほしい。監督員が現場に来ないことの指摘があったが、逆に日程調整も必要なので頻りに来られても困るといふ本音も聞く。最近ではウェアラブルカメラを使った「遠隔臨場」を進めている。今年度80件程度予定している。

若手 監督員と検査官で言っている自治体の段階検査は甘く、検査は改めて全て行う場合もある。また議事承認案件だから変更承認もできないと言われ

容を伝えていきたい。

安達 発注者協議会に加えて、都道府県公契連の取り組みも今年度から始動したので、2つの組織を動かしていきたい。

【労務費(賃金水準)の向上】
若手 企業の立場では「受注の平準化」が出来なければ、仕事が無い期間も事業者負担が発生する問題となる。週休2日促進へ週6日の労働で得ている賃金を週5日で得られるよう設計労務単価を2割引き上げて欲しい。また、社会保険加入者しか現場に入れないことを厳格にした結果、社加入の

令和2年度版 工事歩掛要覧 (建築・設備編)

品確法では「予定価格を適正に定めること」を規定しており、公共建築工事において積算基準類の適用による工事費積算の実施が必須です。本書は、公共建築工事標準仕様書・積算基準・標準単価積算基準・共通費積算基準・数量積算基準等の最新版に準拠しています。

令和2年度の積算基準類等に準拠
公共建築工事積算研究会参考歩掛り、経済調査会積算研究会検討歩掛りも併せて掲載
付録に、(令和2年3月からの)共通費の算定例を掲載

経済調査会積算研究会 編
B5判 約800頁
定価8,470円 (本誌7,700円+税)

●お申し込み・お問い合わせは●
一般財団法人経済調査会 業務部 電話 0120-019-291 FAX 03-5777-8237

令和2年度版 土木工事積算基準マニュアル

令和2年度版「国土交通省土木工事積算基準」に基づき、工種別に具体的な積算事例・解説を豊富に収録。「積上方式」・「施工パッケージ型積算方式」について、積算初心者からベテランの方までご満足いただける「実用的な解説書」です。

●ICT活用工事として新たに制定された「スラリ-掘削工(ICIT)」・「切開オーバーレイ工(ICIT)」について、積算例を掲載
●建設用板敷材積算基準の14年ぶりの改定を受け、見直しとともに解説を充実させました

Point

お申し込みは送料無料で「建設物価BookStore」が便利
5,000円以上のご注文の場合

一般財団法人建設物価調査会

令和2年度版 土木工事積算基準		令和2年度版 土木工事積算基準	
1. 土木工事	2. 電気工事	3. 水道・下水道工事	4. 緑地・造園工事
5. 測量工事	6. 測量・測量機器工事	7. 測量・測量機器工事	8. 測量・測量機器工事
9. 測量・測量機器工事	10. 測量・測量機器工事	11. 測量・測量機器工事	12. 測量・測量機器工事
13. 測量・測量機器工事	14. 測量・測量機器工事	15. 測量・測量機器工事	16. 測量・測量機器工事
17. 測量・測量機器工事	18. 測量・測量機器工事	19. 測量・測量機器工事	20. 測量・測量機器工事
21. 測量・測量機器工事	22. 測量・測量機器工事	23. 測量・測量機器工事	24. 測量・測量機器工事
25. 測量・測量機器工事	26. 測量・測量機器工事	27. 測量・測量機器工事	28. 測量・測量機器工事
29. 測量・測量機器工事	30. 測量・測量機器工事	31. 測量・測量機器工事	32. 測量・測量機器工事

働き方改革に書類簡素化必要

関東ブロック(東京)意見交換会

全中建関東ブロック(東京)の意見交換会が10月20日、東京都中央区のコートヤード・マリオーツ銀座東武ホテルで開かれた。国土交通省本庁と関東地方整備局の担当者が出席、東京都中小建設業協会、全中建南多摩、町田市建設業協会と働き方改革や適正な積算、書類の簡素化などについて意見交換した。

意見交換には、国土交通省本庁から不動産・建設経済局建設課の西山茂樹、入札制度企画指導室長、関東地方整備局から企画部の藤田正技術調整管理官、建設部の茂原博建設業調整官、営繕部の清水克紀官庁施設管理官の3名が出席した。

一方、全中建側は都建から山口巖会長を始め4名、全中建南多摩は若林克典会長ら5名、町田市建設業協会からも土屋善会長ら3名の計12名が参加。本部からは土志田領司会長、小野徹副会長、小林俊正専務理事らが出席した。

冒頭、財政制度等審議会部会で事実上の公共投資抑制議論が展開されていることを念頭に、土志田会長は「入札の不調・不落は人手不足とは違う理由で起きているとわれわれは認識している」と

前置きしたうえで、「東北ブロックの意見交換でも実勢単価とかい離していることが指摘されている」とした。その上で、「全中建は今年4月、国から指定公共機関の指定をを受けた。今後も地域社会に貢献する力強い地場産業としての役割を果たしていけるよう邁進していきたい」とあいさつした。

続いて山口会長、若林会長、土屋会長の順であいさつ(別掲)。その後、佐藤信秋参議院議員、足立敏之参議院議員がそれぞれあいさつした後、西山会長が「建設業行政の取り組みについて」と題し講演した。(佐藤、足

立両議員の発言と講演内容要旨は1面に掲載)

意見交換では、2024年4月から罰則付きの時間外労働上限規制が適用されることを踏まえ、常設作業帯が確保できず直行直帰不可工事の場合、法令違反になりかねないとして、対応を求め意見が相次いだ。働き方改革を進めるうえで、都市部ならではの事情があることを訴えた形。

また全中建側が働き方改革取り組みを進めるうえでの大前提として挙げた「書類の簡素化」について、書類削減しないという要望・指摘は今後の行政に反映されることと現実ないと強調、直轄た

けでなく東京都や市区町村など自治体で簡素化が進まない自治体に対し国交省が強く指導すること求めた。

さらに都内市区町村は、最新の最低制限価格設定についても、中央公契連モデルの算定式を採用せず独自の算定式のため設定範囲が公契連モデルより低く抑えられていることを問題視、国交省の強い指導を要請した。

閉会に当たり小野副会長は、「今回意見交換した、働き方改革、週休2日、書類簡素化、工事発注の要望・指摘は今後の行政に反映されることと大事だ」と結んだ。

「現行制度のもとでも出来る」という認識を広めていく取り組みをしていきたい。一足飛びに結果が出ないということもあるが、「顔の見えない関係」で着実に成果があるよう、今後も努力していく。

また総務部単価合意方式は、品確法に基づき運用指針のなかでも、多様な入札方式の一つとして明記して周知しており、採用が広がるよう周知徹底に努めていく。

「関東(東京)ブロック意見交換会の発言要旨は次の通り。

【働き方改革】

都建 働き方改革では困難な問題も浮上している。特に現場の週休2日(4週8休)は大変厳しい。これまで技術者は休日出勤と長時間労働を前提として給与体系、技能労働者は日給月給や出来高制を前提とした賃金体系で成り立っている。そのため、休日を増やし残業時間を減らすだけでは給与の減額にかならない。技術者も技能者の週休2日と時間外労働上限規制に対応して現行の給与を維持するために、1.2倍以上の単価アップが必要だ。

また、時間外労働の時間削減については、都市部の建設企業と現場実態もあり2024年4月施行の時間外労働の上限規制に適合できない。実作業時間の削減が必要。

西山 週休2日の指摘、大変難しい課題だ。補正係数については厳しい意見を出しているが、関係部局とのような対応ができるか考えていきたい。

週休2日の確保・促進は、担い手確保の観点からも非常に重要である。補正係数については労務調査をもとに行っているもので、設計労務単価の制度の考え方から成り立っていることは理解していただきたい。

全体的な調査(雨休含む)ですべて4週7休に達しているため、4週8休とを補正する係数が現在のようになっている。これを理解していただきたい。今年度の調査を行っている最中であり、実態把握を踏まえ適正な補正係数にすることに努めていきたい。

事前作業・段取り・移動時間など都市部特有の課題についても、すでに直轄担当部局とは業界から指摘があることを共有している。特に都建、南多摩、町田など都市部に存在する企業にこの問題が大きな問題であることと理解している。今後も関係部局と共有していく。

一般的に言い方となるが、通勤時間は勤務時間として扱われないことが難しい。単に相乗りするために一方所に集まって仕事に向かうことが、勤務時間として認められるのはなかなか難しいと思う。一方で一部の現場では常設作業帯が確保できず、かつ資機材を置いておくことが難しい理由

また書類の簡素化については、書類の削減をしない、建設業の働き方改革は「絶対に実現しない」。ただ書類簡素化は受注者だけではない。受注者も受注者側で、発注者が真剣に考えて欲しい。また国交省だけでなく都庁の枠を超えて、建設業の働き方改革を支援してほしい。

西山 のちほど細かく教えてもらいたい。

藤田 書類の簡素化について整備局では、スリム化ガイドラインを作成済み。ホームページでも公開している。さらに令和元年10月には所内研修で職員へ周知徹底した。また書類作成マニュアルの徹底についても、工事の検査職員、監督職員、発注担当職員それぞれに対して周知を図っている。

また検査時の書類を限定する「工事検査書類限定型モデル工事」の試行も開始、モデル工事では時間短縮が図れるなどの声も聞かれた。今年度も事務処理が図れるものは試行工事拡大を図りたい。

「現行制度のもとでも出来る」という認識を広めていく取り組みをしていきたい。一足飛びに結果が出ないということもあるが、「顔の見えない関係」で着実に成果があるよう、今後も努力していく。

また総務部単価合意方式は、品確法に基づき運用指針のなかでも、多様な入札方式の一つとして明記して周知しており、採用が広がるよう周知徹底に努めていく。

【提出書類の簡素化】

都建 国交省の周知・指導を強く要望。簡素化が進まない自治体を強く指導してほしい。

南多摩 国交省が設定している最新の最低制限価格の範囲内の地方自治体への指導。中央公契連モデルの算定式を使っているのか、東京都の市区町村はまだ40%程度しか使っていない。独自の算定式で66%から85%となっている(公契連モデルは72%から92%)。指導してほしい。

藤田 書類の簡素化だが、先ほど説明したスリム化ガイド、工事検査書類限定型モデル工事について、今年1月の発注関係事務の運用に関する指針(改正品確法運用指針)で積極的な書類の簡素化が打ち出されており、関東地方整備局から関東ブロック発注者協議会でも周知させていた。

西山 入札調書で浮き彫りになった自治体に対して、ダンピング対策を働きかけていく。特に足元では、コロナ禍の影響でダンピング懸念も強まっており、今後特に力をいれていく。最新の公契連モデル採用については、東京都内の市区町村の見直し状況は芳しくない。東京都と連携し力を入れていく。

町田 残土排出書類の簡素化とコンクリート廃材・アスファルト廃材も同様の扱いにするほか写真も電子提出に限定してほしい。

藤田 さりながら簡素化については意見踏まえ、検討していく。またコンクリート・アスファルト廃材については、基本的には土木工事共通仕様書にもとづいて、対応している。直轄では残土よりは書類は少ないと判断している。

町田 実態は、残土と同様に細かい書類の提出を求められている。われわれも取り組む内容が浮き彫りになってきている。調査は単に「行っているか」「行っていないか」という質問の聞き方ではなく、全体に占める比重なども示しながら自治体に働きかけを行っていく。

これらでの優良事例や今後まとめるスリム化ガイドラインがあっても、市町村の皆さんはこうした債務負担行為はできないと思われるケースは多い。だから具体的な比率を示しながら、

「現行制度のもとでも出来る」という認識を広めていく取り組みをしていきたい。一足飛びに結果が出ないということもあるが、「顔の見えない関係」で着実に成果があるよう、今後も努力していく。

「現行制度のもとでも出来る」という認識を広めていく取り組みをしていきたい。一足飛びに結果が出ないということもあるが、「顔の見えない関係」で着実に成果があるよう、今後も努力していく。

「現行制度のもとでも出来る」という認識を広めていく取り組みをしていきたい。一足飛びに結果が出ないということもあるが、「顔の見えない関係」で着実に成果があるよう、今後も努力していく。



山口巖会長(都建)



若林克典会長(南多摩)



土屋善会長(町田)

女性も活躍できる時代つくりたい

(一社)横浜建設業協会
奈良建設株式会社

やまもと さおり
山本 紗央厘さんに聞く

○仕事の内容について
現場管理です。現場の安全管理や測量、材料や施工の段取りを行います。

○建設業界に入ったきっかけは
父が建設業を営んでいて、幼い頃からその姿を見ていて、私も一緒に働きたいと思ったのがきっかけでした。

入社3年目から3年間産休・育休を取得し、今年の6月に仕事復帰をしました。

日々、現場が進んでいくのが楽しいと思うので、現場勤務を希望しました。

○建設業界の魅力と言えば
ものづくりの達成感と、工事を完成させるため、さまざまな会社との繋がりがあって楽しいと思います。

○建設業界で女性としてのハンデや逆に良かったこと

ハンデと思うことは、力仕事などは女性の運動能力的に男性に劣るところです。

良かったことは、力仕事などを手伝ってもらう際に、こちらからお願いすることもあります。周りが察してすぐに手伝ってもらえたりするところです。

○女性技能者・技術者に対する会社や現場の反応は
会社は女性社員の採用に積極的で、女性が働きやすい環境づくりを提案してくれます。

現場では「女性だから」というマイナスの感じはなく、男性社員と同じ仕事をしますが、「頑張ってるね!」と応援してもらえることが多いです。

○建設業界が変わってきていると感じる点は
昨今は、女性技術者が多くなってきたので、現場の環境整備も整



に対応できるよう、現場に対応していただき、現場復帰することができました。

○未来の自分について
子供達が大きくなる頃には、監理技術者になれるように、日々現場で勉強したいと思いま

ってきて、「女性が働きやすい環境」の時代になってきたと思います。

最近では、女性ならではの感性や性質を優れた点として有効に思ってもらえたり、女性技術者への理解が高まっていると思います。

○家庭と仕事の両立で、周りのサポートがあったら教えて下さい
出産後は子育てをしながらの勤務になるので、現場での勤務は難しいかと思いましたが、保育園の送り迎えや子供の予防接種の予定

す。

○建設業を目指している女性に向けて一言
女性も建設業で活躍できる時代を作りましょう!

○貴女の大切な時間を教えて下さい
仕事が終わって帰宅後のお酒と週末の家族との団欒です。幼児が二人いるので、家では子供達に癒されています。

出産後はなかなか忙しくて最近ではできませんが、趣味のフットサルに出かけたいです。

21年度概算要求
総額は過去最大

2021年度予算の概算要求が1カ月遅れでまとまった。一般会計の概算要求総額は、過去最大の105兆4071億円。3年連続して過去最大。注目の公共事業関係費は、国土交通省が5兆2578億円、農林水産省が8464億円、環境省454億円、一般会計の公共事業関係費を計上している6府省合計で、6兆2981億円。

河津市元氏が
黄綬褒章受章

全国中小建設業協会と静岡県建設業協会が理事を務める、河津市元河津建設社長(静岡県)が2020(令和2)年秋の褒章で黄綬褒章を受章した。例年実施している国土交通省関係受章者への伝達式、建設業関係11団体主催による祝賀会は、新型コロナウイルス感染拡大に伴う対応として中止した。

河津氏は、平成18年4月に静岡県建設業協会常任理事、平成24年2月に東京林業土木協会副会長、平成24年6月に全中理事に就任、平成25年4月からは下田建設業協会会長も務める。平成30年7月には国土交通大臣表彰を受けている。

中小・中堅建設企業のみならずへ
国交省の資金調達円滑化策!!
「地域建設業経営強化融資制度」
「下請セーフティネット債務保証」
～公共工事請負代金債権等を担保にした元請建設企業への融資制度～
「公共工事」や「社会全体の効用を高める施設に関する民間工事」を受注・施工されている元請建設企業が融資事業者※から工事出来高に応じて融資を受けられる国土交通省の制度です。(詳しくは下記HPをご覧ください。)

こんな悩みありませんか?
●受注はあるけど資金繰りが厳しい!
●金融機関の借入枠に余裕がない!
●経審のY評点をアップしたい!
●担保になる不動産がない!

一般財団法人
建設業振興基金
金融支援課 TEL 03-5473-4575
詳しくは http://www.kensetsu-kikin.or.jp/saimu/index.html

経営状況分析の申請は「CIIC」へ!!

CIICは設立から30余年、建設業の経営状況分析のエキスパートとして国土交通省から認められた「登録番号1」の分析機関です。

450万円以上

【CIICの3つの特徴】
信頼・実績 30余年、「安心と信頼」を築いてきた実績があります。また、経営者層(役員・分掌・経理等)のよう多岐にわたる事例に精通した実績があります。
親切・丁寧 お客様の声をしっかりと伺い、きめ細かな対応をいたします。また、経営者層に寄り添った丁寧なサポートをさせていただきます。
迅速な対応 融資申請は融資申請書提出後、最短で融資が実行されます。また、融資実行後のフォローアップも迅速に対応させていただきます。

CIIC 一般財団法人 建設業情報管理センター
【アドレス】http://www.ciic.or.jp/

全中建 会員企業の皆さまのための福利厚生制度
全中建災害共済制度は会員企業の役員・従業員の保障です!
＜災害保障特約付団体定期保険＞

○業務上・業務外を問わず24時間の死亡保障です。
※病氣・災害を問わず、お亡くなりになった場合の保障です。

○けがで5日以上入院した場合も保障されます。

○災害により所定の障害状態になった場合にも保障されます。

○割安な掛金で大きな保障が得られます。

○ご加入を希望される会員企業ごとに全員加入です。

お申込みにあたっては、パンフレット、「特に重要なお知らせ(契約概要)(注意喚起情報)」を必ずご確認ください。
朝日-団-2019-25(2020.2.3)

令和2年度 建設業経理検定(下期)試験のご案内

1級・2級合格者は、経営事項審査の評価対象の1つになっています

区分	1級・2級・3級・4級
申込方法	インターネットまたは郵送による申込
申込期間	令和2年11月17日(火)～12月17日(木)
試験日	令和3年 3月14日(日)【47都道府県主要都市で実施】
合格発表	令和3年 5月13日(木)

一般財団法人 建設業振興基金
〒105-0001 東京都港区虎ノ門4-2-12 TEL 03-5473-4581
https://www.keiri-kentei.jp/

全中建 会員企業の皆さまのための保険
あんしん工事保険制度は毎月中途加入が可能です!!

土木工事・建築工事の
工事対象物にかかわる
リスクを補償します。

工事に必要とされる保険がワンストップで手配いただけます!

毎月1日付中途加入(前月15日)申込締切
(保険期間:2020年4月1日～1年間)
見積りのご請求だけでもOK! まずはお試しください!!

東京海上日動火災保険株式会社
(担当課) 公務第一課公務第一課および現地営業課支社
〒102-8014 東京都千代田区三浦町6-4
TEL:03-3515-4122 FAX:03-3515-4123

全中建会員企業の皆さまだけの賠償保険制度
中小建設業者 災害補償制度のご案内

通常より
25%
割引

ビジネスプロテクター
ビジネスプロテクターでは、第三者への賠償だけでなく、さらに広い補償をご提供します!

通行人のケガ	周辺施設・設備の損壊	作業目的物の損壊による経済損失	ブランドイメージの失墜
支給された資材の損壊	工事の遅延損害	データ損壊復旧費用	業務中の災害による賠償

あなたを守る
あしたを作る
立ちどまらない保険。
三井住友海上
MSSAD INSURANCE GROUP